

## 陳情審査に関する調査結果

### 【調査実施市】

人口10万人以上及び、印旛管内

千葉市・市川市・船橋市・木更津市・松戸市・野田市・成田市・習志野市・柏市・市原市・流山市・八千代市・我孫子市・鎌ヶ谷市・浦安市・四街道市・八街市・印西市・白井市・富里市

### 【調査結果】

#### 問1 陳情の手続き方法について

1. 陳情内容で、議会での取り扱い方を判断していますか

- 判断している 13市
- 判断していない 7市

2. 判断を行う組織はどこですか（1. で「判断している」と回答した市のみ）

- 議長 2市（習志野市・鎌ヶ谷市）
- 議会運営委員会 10市（木更津市・松戸市・野田市・成田市・流山市・浦安市・四街道市・印西市・白井市・富里市）
- 議会事務局 1市（我孫子市）

3. 判断基準を設けていますか（1. で「判断している」と回答した市のみ）

《判断基準を設けていない》 ※委員個々の判断による  
松戸市・浦安市・印西市・白井市

《判断基準を設けている》

木更津市・野田市・成田市・習志野市・流山市・我孫子市・鎌ヶ谷市・四街道市・富里市

〔各市の判断基準〕

- 木更津市  
陳情者又は関係者が趣旨説明できる場合に限り、本会議で議決する
- 野田市  
過去1年以内に提出された同趣旨の陳情については、本会議において質疑・委員会付託・討論を省略する
- 成田市  
①提出者が市民、②市が処理できる権限がある という二つの要件を満たしているものを審査対象とする。

□ 習志野市

以下のいずれかに該当する場合は、議員配布とする。

1. 本市の事務・権限に属さない事項についての陳情
2. 誹謗中傷と思われる内容を含む陳情
3. 本会議・委員会での発言に対し、訂正、削除、撤回、陳謝などを求める陳情
4. 議員及び職員の身分並びに人事に関する陳情
5. 連絡先（電話番号）の記載又は添付のない陳情
6. 司法において係争中又は調停中の陳情及び司法の侵害の恐れがあると判断する陳情
7. 提出者の個人情報（会議録、委員会記録、市議会ホームページ、請願（陳情）文書表及び請願（陳情）一覧表に掲載することに同意を得られない陳情）
8. その他、議会運営委員会で協議の上、会議に付す必要がないと認める陳情

※ 現状は、意見書・決議を求める内容は、議決しているとのことです。

□ 流山市

一年以内に提出され審議した陳情で、同一趣旨のものにして、情勢の変化、陳情者名及び中身の変化のないものについては、写しを全議員に配付する。

□ 我孫子市

1. 我孫子市が処理すべき事務事業に係わる陳情
  - ① 市民からの陳情は、委員会において審査する。
  - ② 市外の方からの陳情は、市内在勤・在学等を除き、議員配布とする。
2. 国や県等への意見書提出を求める陳情  
議員配布とする。（主旨に賛同する議員で意見書案（発議案）提出が可能のため）
3. 同時に上程される議案に係わる陳情  
議員への参考配布とする。（議案の審査結果に左右されるため）

□ 鎌ヶ谷市

1. 直接本市に関連する内容でないと認めた陳情は、議員配布とする。
2. 同趣旨（同一の陳情項目）の陳情が連続して提出された場合は、議員配布とする。

※ 現状は、意見書・決議を求める内容は、議決しているとのことです。

□ 四街道市

以下のいずれかに該当する場合は、議員配布とする。

1. 法令違反、公序良俗に反する行為を求めるもの
2. 個人や団体を誹謗中傷し、またはその名誉を棄損するおそれのあるもの、若しくは当該個人等に謝罪や一定の行為を求めるおそれのあるもの
3. 特定の政党や宗教または個人若しくは法人に対しての利益供与または不利益を求めるもの
4. 係争中の裁判や異議申し立て等に関するもの
5. 市職員の身分に関し、懲戒、分限等、個別の処分を求めるもの
6. 議員の身分に関するもの
7. 郵送によるもの（提出した者が、市内に住民票を有しない者に限る。）
8. 毎年、定例的に同様の趣旨内容で、提出される国や県等関係機関へ意見書の提出を求めるもの
9. 既に議決がされた請願、陳情と同一趣旨であり、その後、特段の状況の変化がないと認められるもの
10. 市の事務に属さないもの

□ 富里市

以下のいずれかに該当する場合は、議員配布とする。

1. 市職員の身分に関し、懲戒、分限等個別の処分を求めるもの
2. 前号のほか、委員会への送付及び写しの配布をしないことが適当と認められるもの

## 問2 行政に対する要望について

1. 過去5年間（平成22年度～26年度）の間で、「行政に対する要望」が陳情として提出されたことがありますか。

- あり 20市
- なし 0市

2. 「行政に対する要望」を、議会が賛否を明らかにすることの是非について、意見が出たことはありますか。

- あり 0市
- なし 20市

## 問3 願意の相手（主語）が明確でない陳情について

1. 過去5年間（平成22年度～26年度）の間で、「願意の相手が明確でない陳情」が提出されたことがありますか。

- あり 4市（成田市・柏市・八千代市・浦安市）
- なし 16市

2. 「行政に対する要望」を、議会が賛否を明らかにすることの是非について、意見が出たことはありますか。（1. で「あり」と回答した市のみ）

- あり 0市
- なし 4市

**問4 その他、事務局が取り扱いを悩んだ事例があれば、教えてください。**

□ 船橋市

1. 他市在住の方から、本市に関係のない意見書提出に関する多数の陳情が提出された場合。

⇒ 議会運営委員会で協議。陳情の趣旨、提出者名等、様式が整っているため、通常通り取り扱った。

2. 郵送された陳情は、電話確認等で提出者に本人確認を行うが、連絡が取れない場合。

⇒ 議会運営委員会で協議。確認が取れ次第、次の定例会で扱うこととした。

3. 署名簿について、氏名・住所に不完全等不備が多数あった場合。

⇒ 議会運営委員会で協議。署名全体を署名として扱わなかった。

4. 議員や職員を個人的に誹謗中傷するような内容の場合。

⇒ 議会運営委員会で協議。受理にとどめ、審査はしないこととした。

□ 成田市

通称名で提出された陳情の受理について

⇒ 全国市議会議長会および千葉県市町村課に照会。

「請願書、陳情等の記載方法等の要件については、地方自治法上定められておらず、会議規則により定めているもので、最終的には各議会の判断となる。

陳情の書き方については、会議規則等で請願と同様の書式としている自治体が多く、一般的に氏名、押印等を求めるのは、請願者を特定することが目的と考えられるため、通称で請願者を特定できるならば、受理できる」との回答を得た。

提出者は、過去に通称名で市に情報公開請求しており、通称名から本人と特定できることから、受理した。

□ 習志野市

1 定例会で、ほぼ同内容の陳情が977件提出された際の取扱い

⇒ 請願（陳情）文書表においては、陳情項目で14通りに分類し、陳情項目が同一のものは一覧表に「件名ほか何件」とし、文書は1枚として対応した。

また、委員会、本会議においては、同様に陳情項目が同一のものは一括して採決を行いました。

□ 八千代市

1. 個人的な問題を対象とした陳情が提出された際の対応について

⇒ 受理はしたが、その後内容を精査したところ、個人的な問題を優先することで公平性が損なわれる恐れがあることから、陳情書として取り扱わないこととし、後日、採択・不採択の判断をしない旨を提出者、及び全議員に通知した。

2. 提出された陳情書に資料が複数添付されているとき

⇒ 資料が複数添付されている際は、文書表には添付していませんが、枚数が少ないものは、事務局で協議した上で原本の写しの配付時に添付している。

□ 浦安市

陳情の件名に字数制限がないため、非常に長い件名（文章）で提出してくる。

□ 八街市

当市議会議員による自己請願（紹介議員は、同一会派の議員）が提出された。内容は行政に対する要望で、「市道に歩道整備を求める請願」。

何人も請願権があるが、「議員は一般質問、質疑、討論等が出来るので、これらを十分活用すればよいのではないか。」「請願内容の調査不足。」とのことで、不採択となった。また、議員から「今後自己請願は認めない」などの意見も出た。

□ 白井市

司法において係争中又は調停中の陳情についての取り扱い

⇒ その後、取り下げられた。